

社会福祉法人山梨福祉事業会 役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人山梨福祉事業会（以下「事業会」という。）定款第8条及び第21条並びに評議員選任・解任委員会運営細則第5条の規定に基づき、役員（理事及び監事）、評議員及び評議員選任・解任委員会委員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償について定めるものとする。

(報酬)

第2条 事業会の役員等に対する報酬は、支給しないものとする。ただし、理事長に対しては別表1の報酬を支給する。

2 前項の支給方法等については、職員就業規則の例による。

(費用弁償)

第3条 役員等が事業会の用務により旅行するときの費用弁償は、別表2に定めるとおりとする。

ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

2 前項の支給方法等については、事業会旅費規程の例による。

(公表)

第4条 事業会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附 則

この内規は、平成13年5月29日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表1

役員名	報酬の額
理事長	月額50,000円

別表2

鉄道賃・船賃	車賃 (1km当り)	日当	宿泊料 (1夜につき)
運賃（船舶による旅行の場合には最上級の運賃）及び当該乗車又は乗船に要する料金	37円	2,200円	13,100円

ただし、宿泊料については、やむを得ない事情があると理事長が認めた場合に限り支給する。